資料２-2

国の権限委譲に伴う立入検査

１．家庭用品品質表示法 関連

(1) 対象用品

通常生活で使用する商品のうち、品質に関する表示が十分でないために消費者の利益が害されたり、将来害されることが予想される商品で、消費者の保護を図る必要性が強い、以下の４項目のうち政令で指定された 90 品目。

① 繊維製品 35 品目	糸、織物、ニット生地用の一次製品及び上衣、ズボン等の二次製品 例：スカート・下着・毛布・ふとん・タオル・帯 など
② 合成樹脂加工品 8 品目	合成樹脂形成加工品 例：洗面器・水筒・盆・食事用の器具・湯たんぽ など
③ 電気機械器具 17 品目	照明器具、熱器具、映像機器、電動機器等のあらゆる家庭電器機械器具 例：電気洗濯機・ジャー炊飯器・電気毛布・電気掃除機・換気扇 など
④ 雑貨工業品 30 品目	上記以外の家庭用品 例：魔法瓶・かばん・洋傘・合成洗剤・塗料・机・テーブル・いすなど

(2) 検査の概要

指定された家庭用品の品質表示について定められており、この表示が適正に行われていることを検査することで品質表示の適正化を図るとともに、販売事業者に対して家庭用品品質表示法（以下、法という。）の周知を図るために立入検査を行う。

原料樹脂　ポリエチレン
耐冷温度　−30℃
寸　法　縦 500mm
横 400mm
厚さ 0.03mm
枚　数　50 枚
取扱い上の注意
○火のそばに置かないでください。
ＡＢＣ樹脂㈱
TEL 03-9999-9999

(3) 検査対象となる事業者、店舗等

① 事業者　小売業者（卸売業者を除く販売事業者）

② 店　舗　市内に所在する小売業者の店舗、営業所、倉庫等

２．消費生活用製品安全法 関連

(1) 対象用品

消費生活用製品の中で、構造、材質などから一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められるものを「特定製品」※1 として指定し、安全基準を制定し、検査の結果、安全基準に適合するものについては、「ＰＳＣマーク」が付けられ、販売店はマークのない製品を販売できない。

① ＰＳＣマーク関係 10 品目	特定製品	家庭用の圧力なべ・圧力がま、乗車用ヘルメット、登山用ロープ、石油給湯器、石油ふろがま、石油ストーブ
	特別特定製品	乳幼児用ベッド、携帯用レーザー応用装置、浴槽用温水循環器、ライター
② 長期使用製品安全点検制度関係 9 品目	特定保守製品 ※2	屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用・ＬＰガス用）、石油給湯器、屋内式ガスバーナー付ふろがま（都市ガス用・ＬＰガス用）、石油ふろがま、ビルトイン式電気食器洗浄機、密閉燃焼（ＦＦ）式温風暖房機、浴室用電気乾燥機

※1 特定製品とは、「自己確認品目」といわれるもので、事業者が国に一定の事項を届け出れば、自社の検査によりＰＳＣマークを表示ができる品目で、特定製品のうち、その製造または輸入の事業を行う者のうちに、一般消費者の生命または身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の確保が十分でない製造・輸入業者がいると認められる製品は特別特定製品として指定し、事業者自身の検査による安全確保に加え、第三者検査機関による適合性検査が義務付けられている。

※2 長期間の使用に伴い経年劣化を生じることで、特に重大な危害を及ぼすおそれの多いものについて特定保守製品として指定している。

(2) 検査の概要

① ＰＳＣマーク制度

特定製品及び特別特定製品に関して、販売に際して表示が義務付けられているＰＳＣマーク（法に定める技術上の基準を満たしていることを証明する印）が製品に付されているかどうかを検査する。

② 特定保守製品関係（長期使用製品安全点検制度に規定）

特定保守製品を取り扱う事業者がその販売の際に義務付けられている説明事項等を遵守しているかどうかや制度についての認識等を検査する。長期使用製品安全点検制度は平成 21 年に開始した比較的新しい制度で、特定保守製品の販売事業者に対して制度の周知を図ることも検査の目的の一つである。

(3) 検査対象となる事業者、店舗等

① 事業者　　特定製品の販売事業者（卸売業者含む）及び特定保守製品の取扱事業者

② 店　舗　　市内に所在する小売業者の店舗、倉庫、事務所等

３．電気用品安全法 関連

(1) 対象用品

日本国内で 100Ｖコンセントに接続して使用されるほとんど全ての電気用品で、安全確保の基準を満たした電気製品には「ＰＳＥマーク」が付され、販売店は、マークのない製品を販売することはできない。

① 特定電気製品　115 品目	構造又は使用方法その他の使用状況からみて特に危険又は障害の発生するおそれが多い電気用品で、工場監査が要求される。 例：マルチタップ・電気温水器・直流電源装置・電機マッサージ器
② 上記以外の電気用品 339 品目	電気冷蔵庫、電気洗濯機、電気こたつ、電気スタンド、電気歯ブラシ、テレビジョン受信機、白熱電灯器具、電灯付き家具、リチウムイオン蓄電池など

(2) 検査の概要

電気用品安全法で定める適法な表示（PSE マーク）が、販売に際して製品に付されているかどうかを検査する。

なお、毎年度、重点的に立入検査を行う電気用品について国から指示がある。

(3) 検査対象となる事業者、店舗等

① 事業者　　特定製品の販売事業者（卸売業者含む）及び電気用製品の取扱事業者

② 店　舗　　市内に所在する小売業者の事務所、事業所、店舗、倉庫等